

令和5年7月11日(火曜日) 午後2時13分 開 議

●議事日程第1号 7月11日(火曜日)

第1 開 会

第2 新議員の紹介および仮議席の指定

第3 選挙第1号 飯塚地区消防組合議会議長の選挙

第4 選挙第2号 飯塚地区消防組合議会副議長の選挙

第5 議席の指定

第6 会期の決定

第7 議案第6号 飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第8 議案第7号 専決処分の承認(飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用
弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第9 議案第8号 財産の取得(高規格救急自動車)
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第10 議案第9号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第11 議案第10号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第12 署名議員の指名

第13 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時13分 開会

◎臨時議長（吉永 雪男）

△開会

只今、ご紹介いただきました吉永雪男でございます。

年長のゆえをもちまして、私が、臨時議長の職務を行います。

しばらくの間、ご協力頂きますよう、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回飯塚地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

△新議員の紹介および仮議席の指定

◎臨時議長（吉永 雪男）

このたび、本組合議会議員になられました新議員の方々の紹介を致します。

最初に、飯塚市選出の 江口 徹 議員

次に、嘉麻市選出の 中嶋 廣東 議員

同じく、嘉麻市選出の 豊田 一元 議員

同じく、嘉麻市選出の 出水 貴之 議員

次に、飯塚市選出の 奥山 亮一 議員

同じく、飯塚市選出の 田中 武春 議員

同じく、飯塚市選出の 永末 雄大 議員

同じく、飯塚市選出の 吉松 信之 議員

同じく、飯塚市選出の 上野 信五 議員

最後に、私、嘉麻市選出の 吉永 雪男 です。

以上で、新議員の紹介を終わります。

続きまして、仮議席につきましては、ただ今ご着席の議席と致します。

△選挙第1号 議長選挙

議長が欠員となっておりますので、これより地方自治法第103条第1項の規定により、飯塚地区消防組合議会議長の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に、江口 徹 議員を指名いたします。

おはかりいたします。

ただ今、指名いたしました江口 徹 議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、江口 徹 議員が議長に当選されました。

ただ今、江口 徹 議員が議場におられますので、本席より告知いたします。

江口議長に、ご挨拶をお願いいたします。

◎議長 (江口 徹)

一言ご挨拶申し上げます。

ただ今、議員の皆様のご推薦をいただきまして、消防組合議会の議長という要職に就くことになりました飯塚市議会の江口でございます。

衷心より感謝申し上げますと同時に、この責任の重大さを痛感いたしている次第であります。

皆様のご推薦を受けましたからには、消防行政の推進と本議会の円滑な運営のため、懸命の努力を重ね、議長の職責を全ういたしたいと思っております。

どうか今後とも、皆様方のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎臨時議長 (吉永 雪男)

ご協力ありがとうございました。

以上で議長席を下がらせていただきます。

(議長交代)

△選挙第2号 飯塚地区消防組合議会副議長の選挙

◎議長 (江口 徹)

副議長が欠員となっておりますのでこれより地方自治法第103条第1項の規定により、飯塚地区消防組合議会副議長の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、中嶋 廣東 議員を指名いたします。

おはかりいたします。

ただ今、指名いたしました中嶋 廣東 議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、中嶋 廣東 議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました、中嶋廣東議員が議場におられますので、本席より告知いたします。

中嶋副議長に、ご挨拶をお願いいたします。

◎副議長（中嶋 廣東）

副議長就任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

ただ今、議員の皆様のご推薦をいただきまして、消防組合議会の副議長に就任することになりました嘉麻市議会の中嶋でございます。

ご推薦をいただきまして、心より感謝する次第でございます。今後、消防組合の副議長として、その職責を果たすため、努力をいたして参りたいと思います。議員の皆様のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げます、簡単でございますが就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

△議席の指定

◎議長（江口 徹）

次に、議席の指定をいたします。

- 1 番に 私、江口が
- 2 番に 中嶋 廣東 議員
- 3 番に 久世 賢治 議員
- 4 番に 林 英明 議員
- 5 番に 竹本 慶吉 議員
- 6 番に 豊田 一元 議員
- 7 番に 出水 貴之 議員
- 8 番に 吉永 雪男 議員

- 9 番に 奥山 亮一 議員
10 番に 田中 武春 議員
11 番に 永末 雄大 議員
12 番に 吉松 信之 議員
13 番に 上野 信五 議員をそれぞれ指名いたします。

△会期の決定

◎議長（江口 徹）

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、7月11日、1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、7月11日、1日と決定いたしました。

△議案第6号 飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

◎議長（江口 徹）

議案第6号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長。

○消防長（篠崎 太望）

議案第6号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本案は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、関係規定を整備するため提出するものでございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

6ページをお開きください。

第11条の2第1項の改正につきましては、急速充電設備の充電対象とする電気自動車等について自動車、原動機付自転車の他に、船舶、航空機その他これらに類するもの、を追加するとともに、急速充電設備をコネクタを用いて充電する設備と規定し、全出力200キロワットを超える高出力のもの及び設備本体と充電ポストで構成される分離型の設備のうち、充電ポストについても急速充電設備に含めることとするものでございます。

また、同項各号の位置、構造及び管理の基準においては、新たに規定を追加し、改正に伴う文言の整理となっております。

7ページをお開きください。

第23条の改正につきましては、喫煙について、火災予防条例と健康増進法の規定が重複して整備されているため、火災予防条例における喫煙の規定を整理するものでございます。

次のページに移りまして、同条第3項第2号において標識の例外について規定し、第4項に新たな規定を追加し、図記号の規格を定めております。

また、本改正に伴い、別表第7を削除することとしております。

次のページをお開きください。

附則第1項におきまして、この条例は公布の日から施行することとし、第11条の2第1項及び附則第2項の規定については令和5年10月1日から施行することといたしております。

次に、経過措置が設けられており、附則第2項において、施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている設備については従前の例としております。

次に、附則第3項において、当分の間、健康増進法による標識と読み替えるものとしております。

次に、附則第4項において、本条例の施行の際に、現に設置され、又は設置の工事がされている標識及び図記号のうち、新条例の規定に適合しないものについては従前の例によることとしております。

以上で議案第6号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」についての説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結致します。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を原案通り可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案通り可決されました。

△議案第7号 専決処分の承認（飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

◎議長（江口 徹）

次に、議案第7号「専決処分の承認（飯塚地区商簿組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

議案第7号「専決処分の承認（飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の10ページをお開き願います。

本案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要したため同法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものであります。

専決の内容は、昨年12月に本消防組合職員の給与が改定されたことを受けて、本消防組合会計年度任用職員の給与を改正いたしましたものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。15ページをお開きください。

15ページから20ページまでの別表第1については、本消防組合職員の行政職給料表になり、会計年度任用職員の給料表を改めるものでございます。

なお、この条例は、令和5年3月31日付で公布し、令和5年4月1日から施行いたしております。

以上で、議案第7号「専決処分の承認（飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）」の説明を終わります。

ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑報告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結致します。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号「専決処分の承認（飯塚地区消防組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）」を原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

△議案第 8 号 財産の取得（高規格救急自動車）

◎議長（江口 徹）

次に、議案第 8 号「財産の取得（高規格救急自動車）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

議案第 8 号「財産の取得」の提案理由と取得する財産について、ご説明申し上げます。

議案書の 21 ページをお開き願います。

本案は、飯塚消防署嘉麻分署に配置する高規格救急自動車を取得するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定及び飯塚地区消防組合議会の議決に付すべき財産の取得、又は処分に関する条例の規定に基づき提出するものでございます。

取得財産につきましては、高規格救急自動車 1 台を 34,650,000 円で、福岡トヨタ自動車株式会社から購入しようとするものでございます。

契約の方法は指名競争入札で、5 月 18 日に指名業者 2 社で入札を行いました。

なお、入札結果及び経過は、お手元に配布いたしております、議案資料のとおりでございます。

以上で、議案第 8 号「財産の取得」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんでしたので質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（異議なしの声）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 8 号「財産の取得（高規格救急自動車）」を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

△議案第 9 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること

◎議長（江口 徹）

次に、議案第 9 号「監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

片峯組合長

○組合長（片峯 誠）

ただいま上程されました、「議案第9号監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について提案理由をご説明いたします。

議案書の22ページをお開きください。

本消防組合議会議員のうちから選任される監査委員が現在欠員となっておりますことに伴い、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、飯塚市太郎丸907番地2 田中武春 氏を監査委員に選任いたしたいと存じますので、本議会のご同意を賜われますようお願いいたします。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、10番 田中 武春 議員につきましては、一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定に基づき、本会議場から一時退出を求めます。

（田中武春議員の退室を待つ）

それでは、質疑通告書の提出はあっておりませんので質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号「監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

（田中武春議員入室）

（田中武春議員の着席を待つ）

△議案第10号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

◎議長（江口 徹）

次に、議案第10号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

片峯組合長

○組合長（片峯 誠）

ただいま上程されました、「議案第10号公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、提案理由をご説明いたします。議案書の24ページをお開きください。

本消防組合の公平委員会委員 石川 穎子 氏の任期が、令和5年7月17日で満了いたしますので、その後任として、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、嘉麻市小野谷1382番地 栗野 隆夫 氏を公平委員会委員に選任いたしたいと存じますので、本議会のご同意を賜りますようお願いいたします。

◎議長（江口 徹）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

△署名議員の指名

◎議長（江口 徹）

次に、署名議員を指名いたします。

2番 中嶋 廣東 議員

3番 久世 賢治 議員

△閉会

◎議長（江口 徹）

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、令和5年 第2回飯塚地区消防組合議会 臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後2時35分 閉会

●出席議員

（出席議員 13名）

1番 江口 徹

8番 吉永 雪男

2番 中 嶋 廣 東
3番 久 世 賢 治
4番 林 英 明
5番 竹 本 慶 吉
6番 豊 田 一 元
7番 出 水 貴 之

9番 奥 山 亮 一
10番 田 中 武 春
11番 永 末 雄 大
12番 吉 松 信 之
13番 上 野 伸 五

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	花 元 稔 和
〃	和 多 良
〃	大 石 巖 生
〃	松 本 圭 介
〃	大 塚 智 史

●説明のため出席した者

組合長	片 峯 誠
副組合長	井 上 利 一
消防長	篠 崎 太 望
次長兼飯塚署長	坂 田 潤 治
参与兼予防課長	松 岡 春 樹
警防課長	上 尾 雄 一
指令課長	高 岩 伸 親
予防課長補佐	河 辺 英 美
警防課長補佐	吉 田 剛
副署長兼消防課長	佐 藤 康 道
副署長兼警備課長	北 代 英 治
副署長兼警備課長	岡 松 則 人
会計管理者	笹 尾 清 隆